

道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和5年4月現在）

【留意事項】

本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※1 「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※2 「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。

※3 制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。

※4 高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号（半角数字）	
檜山	江差町	貸与型	住民	江差町奨学金	江差町に住所を有する保護者の子女で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者であって、学業人物ともに優秀かつ健康な者	月額24,000円以内 （在学期間中） 入学準備金100,000円以内	随時	—	江差町教育委員会学校教育課総務係	0139-52-1059	http://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content0129.html
檜山	江差町	貸与型	医療従事（医師以外）	江差町看護職員養成修学資金貸付制度	看護師養成施設に在学し、又は入学が決定した者であって、将来江差町に住居の上居住し、江差町内の医療機関に看護職員として従事しようとする者	月額50,000円以内 （在学期間中）	5月末日まで （以降、応相談）	養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、江差町に住居登録のうえ居住し、町内医療機関において看護業務に従事した場合において、その期間が5年に達したとき	江差町役場健康推進課健康推進係	0139-52-6718	http://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content0127.html
檜山	上ノ国町	貸与型	住民	上ノ国町奨学資金	上ノ国町に在住する者の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者	月額40,000円以内 （在学期間中）	(新規) 4月4日～4月15日まで (継続) 4月4日～4月20日まで	—	上ノ国町教育委員会事務局学校教育グループ	0139-55-2230	—
檜山	上ノ国町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	上ノ国町医療従事者養成支援事業	医科大学又は看護大学等において修学中で、上ノ国町内の医療機関への勤務を希望する者	月額150,000円以内 （在学期間中）	随時	免許を取得後、一定期間以内に上ノ国町内の医療機関に勤務し、その後の勤務期間が修学資金の貸付期間に相当する期間に達したとき	上ノ国町保健福祉課	0139-55-4460	—
檜山	厚沢部町	貸与型	住民	厚沢部町奨学資金	厚沢部町に在住する者の子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者	月額30,000円（大学の医学部・歯学部は月額200,000円以内、薬学部・獣医学部は月額100,000円以内） （在学期間中）	毎年1月下旬～3月末	—	厚沢部町教育委員会事務局学校教育係	0139-64-3318	https://www.town.assabu.lg.jp/site/gakkokyoiku/1167.html
檜山	厚沢部町	貸与型	医療従事（医師以外）	厚沢部町看護職員等養成修学資金貸付	看護職員等養成施設に在学する者で、将来厚沢部町又は厚沢部町国民健康保険病院において看護職員等の業務に従事しようとする者	保健師・助産師・看護師は月額20,000円以内 准看護師は月額12,000円以内 （在学期間中）	毎年4月1日～4月20日	看護職員等の免許を取得した日から一定期間を厚沢部町又は厚沢部町国民健康保険病院において看護業務等に従事した場合	厚沢部町保健福祉課健康増進係	0139-64-3319	—

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
檜山	乙部町	貸与型	住民	乙部町奨学資金	乙部町に在住する者の子弟で、大学等に在学し、他の制度による奨学金の貸与を受けてなく、経済的理由により修学困難な者	・一般貸与奨学生 月額32,000円以内 ・産業後継者特別貸与奨学生 月額25,000円以内 ・保健師養成特別貸与奨学生 月額50,000円以内 (全て在学期間中)	毎年4月10日まで	・一般貸与奨学生は特になし ・産業後継者特別貸与奨学生は、卒業後、乙部町内において1年以上に農業又は漁業の職に従事した者で4年以上継続してその職にあったとき ・保健師養成特別貸与奨学生は、卒業後、引き続き乙部町に在職し、保健師となった後の期間が3年以上継続してその職にあったとき	乙部町役場総務課総務係	0139-62-2311	-
檜山	乙部町	貸与型	医療従事（医師以外）	乙部町看護職員養成修学資金貸付	看護師等養成施設に在学する者で、将来乙部町国民健康保険病院において看護師等の業務に従事しようとする者	月額25,000円以内 (在学期間中)	随時	養成施設卒業後、乙部町国民健康保険病院において看護業務に一定期間従事した場合	乙部町国民健康保険病院	0139-62-2331	-
檜山	奥尻町	貸与型	住民	奥尻町奨学資金	奥尻町に在住する者の子弟で、大学等に入学あるいは在学し、経済的理由により就学困難な者であって、身体健康、成績優秀、性行善良な者	月額50,000円以内 (在学期間中)	毎年12月	-	奥尻町教育委員会	01397-2-3890	-
檜山	奥尻町	貸与型	医療従事（医師）	奥尻町医師修学資金貸付	大学において医学の課程に在学中の学生であって、将来奥尻町において医師として勤務しようとする者	月額100,000円以内 (在学期間中)	随時	卒業した日から1年以内に医師免許を取得し、免許取得後1ヶ月以内に奥尻町の職員となり、かつ、引き続き奥尻町に在職した場合において、その在職期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき	奥尻町国民健康保険病院	01397-2-3151	http://okubyouin1.web.fc2.com/
檜山	奥尻町	貸与型	医療従事（医師以外）	奥尻町医療職員奨学資金貸付	医療職員養成施設に在学し又は入学しようとする者で将来当該資格を必要とする奥尻町の施設に勤務する者	月額100,000円以内 (在学期間中)	随時	養成施設卒業後2年以内に資格を取得し、一定期間奥尻町内の施設に勤務したとき	奥尻町国民健康保険病院	01397-2-3151	http://okubyouin1.web.fc2.com/
檜山	今金町	貸与型	住民	今金町奨学資金	今金町に居住する者の子弟で、大学等に在学又は進学を希望し、経済的理由により就学困難な者であって、身体健康、成績優秀、性行善良な者	月額35,000円以内 (在学期間中)	随時（貸与開始希望の前月10日頃まで）	-	今金町教育委員会	0137-82-3488	https://www.town.jmakane.lg.jp/edu/gakkoukyouiku/post_4.html
檜山	今金町	貸与型	医療従事（医師以外）、福祉従事	今金町保健医療介護等奨学資金	医療技術職員養成施設に入学し、かつ今金町に勤務する希望を有する者	月額60,000円以内 (在学期間中)	随時	医療技術職員の資格取得後、一定期間今金町に勤務した場合	今金町国保病院	0137-82-0221	-
檜山	今金町	貸与型	特定業種	今金町農業後継者奨学金	今金町に農地を有し現に農業を営んでいる者の子弟で、大学等の農業課程に就学している者	年額140,000円以内 (在学期間中)	毎年4月末日まで	卒業の翌月から起算して5年間農業に従事又は農業経営したとき	今金町農林振興課	0137-82-0111	-
檜山	せたな町	貸与型	住民	せたな町奨学資金	保護者がせたな町に住所を有する者で、大学等に入学及び在学し、学資の支弁が困難な者であって、学業人物ともに優秀かつ健康な者	月額100,000円以内 (在学期間中) 2 / 3	随時	-	せたな町教育委員会事務局総務係	0137-84-6260	https://www.town.setana.lg.jp/kodomo/education/post_456.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に住居等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
檜山	せたな町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	せたな町医療職等奨学資金貸付	医療職等養成施設に入学する者又は在学している者で、将来せたな町職員として医療職等の業務に従事しようとする者	月額200,000円以内 (在学期間中)	随時	医療職等養成施設卒業後、一定期間内せたな町職員として勤務し、引き続き奨学資金を借り受けた期間に相当する期間、医療職等の業務に従事した場合	せたな町教育委員会事務局 総務係	0137-84-6260	https://www.town.setana.lg.jp/kodomu/post_1424.html